

第4回定例会会議録

令和元年12月16日（月）

開 議 午前10時02分

○議長（五味高明君） 改めまして、おはようございます。

これより、休会中の本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側では、金井建設水道課長、所用のため欠席する旨の連絡があり、代わりに小林建設水道課長補佐が出席します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより、委員長報告を求めます。

12月6日の本会議において各常任委員会に付託となり、審議・審査願いました議案、陳情について、日程に従いまして、各常任委員長から報告願います。

―――日程第1 議案第89号 一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例案について―――

―――日程第2 議案第90号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第1 議案第89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、日程第2 議案第90号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について、委員長の報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（井田理恵君） 1ページをお開きください。

令和元年12月16日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第89号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 90 号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第 77 条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第 89 号、第 90 号を一括審議します。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 89 号、第 90 号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第 89 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第 90 号 御代田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案については、委員長報告のとおり決しました。

――― 日程第 3 議案第 91 号 令和元年度御代田町一般会計補正

予算案について（第 6 号）―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 議案第 91 号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案について（第 6 号）、委員長の報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(井田理恵君) 1ページをお開きください。

令和元年12月16日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第91号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案について(第6号)

(総務福祉文教常任委員会付託分)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(五味高明君) ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました本案については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告事項がありましたら、委員長から報告願います。

(町民建設経済常任委員長 池田るみ君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(池田るみ君) なし。

○議長(五味高明君) 報告事項ないものと認めます。

以上で、各常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、各常任委員長から報告がありました議案第91号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第91号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第91号 令和元年度御代田町一般会計補正予算案について(第6号)は、委員長報告のとおり決しました。

- ――日程第4 議案第92号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定
特別会計補正予算案について(第2号)――
- ――日程第5 議案第93号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定
特別会計補正予算案について(第3号)――
- ――日程第6 議案第94号 令和元年度御代田町後期高齢者医療
特別会計補正予算案について(第1号)――

○議長(五味高明君) 日程第4 議案第92号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について(第2号)、日程第5 議案第93号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について(第3号)、日程第6 議案第94号 令和元年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について(第1号)、委員長の報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(井田理恵君) 1ページをお開きください。

令和元年12月16日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

委員会審査報告書

議案第92号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について(第2号)

議案第93号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について(第3号)

議案第94号 令和元年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について(第1号)

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありました議案第92号から第94号について一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第92号から第94号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第92号 令和元年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について（第2号）、議案第93号 令和元年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について（第3号）、議案第94号 令和元年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について（第1号）は、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第7 議案第95号 令和元年度御代田町住宅新築資金等貸付事業

特別会計補正予算案について（第1号）―――

―――日程第8 議案第96号 令和元年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について（第3号）―――

○議長（五味高明君） 日程第7 議案第95号 令和元年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案について（第1号）、日程第8 議案第96号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について（第3号）、委員長の報告を求めます。

池田るみ町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 池田るみ君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（池田るみ君） 2ページをお開きください。

令和元年12月16日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員長 池田るみ

委員会審査報告書

議案第95号 令和元年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案
について（第1号）

議案第96号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について
（第3号）

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長（五味高明君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、町民建設経済常任委員長から報告がありました議案第95号、第96号を一括議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第95号、第96号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第95号 令和元年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案について(第1号)、議案第96号 令和元年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について(第3号)は、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第9 陳情第12号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情―――

―――日程第10 陳情第13号 最低制限価格の設定に関する陳情―――

○議長(五味高明君) 日程第9 陳情第12号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情、日程第10 陳情第13号 最低制限価格の設定に関する陳情について、委員長の報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(井田理恵君) 3ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 趣旨採択とすべきもの

1. 件名 陳情第12号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情

(12月6日の議会において付託)

2. 件名 陳情第13号 最低制限価格の設定に関する陳情

(12月6日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

令和元年12月16日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

○議長(五味高明君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第12号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第12号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、趣旨採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第12号 国土交通省告示第98号の履行に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

続いて、陳情第13号についてを議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第13号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、趣旨採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第13号 最低制限価格の設定に関する陳情については、委員長報告のとおり決しました。

――日程第11 陳情第14号 妊婦を対象とした歯科健康診査の

実施を求める陳情――

○議長(五味高明君) 日程第11 陳情第14号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情について、委員長の報告を求めます。

井田理恵総務福祉文教常任委員長。

(総務福祉文教常任委員長 井田理恵君 登壇)

○総務福祉文教常任委員長(井田理恵君) 3ページをお開きください。

陳情審査報告書

1. 審査の結果

(1) 採択とすべきもの

処理経過及び結果を請求すべきである

1. 件名 陳情第14号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情

(12月6日の議会において付託)

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので、以上報告します。

令和元年12月16日

御代田町議会議長 五味高明様

総務福祉文教常任委員長 井田理恵

○議長(五味高明君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま総務福祉文教常任委員長から報告がありました陳情第14号を議題とします。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

陳情第14号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、陳情第14号 妊婦を対象とした歯科健康診査の実施を求める陳情については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第12 閉会中の継続調査の件について―――

○議長(五味高明君) 日程第12 閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長、広報広聴常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま、町長から議案2件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、第2とし、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第97号、第98号を追加日程第1、第2とし、議題とすることに決しました。

――追加日程第1 議案第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任について――

○議長（五味高明君） 追加日程第1 議案第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 追加議事日程の2ページをご覧ください。

議案第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いいたします。

記

住 所 御代田町大字馬瀬口2222番地

氏 名 高山頼剛

生年月日 昭和30年6月17日生

令和元年12月16日 提出

御代田町長 小園拓志

当町は、地方税法の規定に基づき、3名の同委員を選任しております。そのうち1名の任期が本年12月31日をもちまして満了となるため、同人の再選任をお願いするものです。

高山氏は、平成26年1月1日から現在まで、2期6年にわたって同委員としての重責を果たされています。学識経験とも豊富であるため、引き続き3期目の選任について議会の同意をお願いいたします。

同意をいただければ、新たな任期は、来年1月1日から令和4年12月31日までの3年間となります。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第97号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第97号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

――追加日程第2 議案第98号 町有財産の賃貸借契約について――

○議長(五味高明君) 追加日程第2 議案第98号 町有財産の賃貸借契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 追加議案書3ページをお開きください。

議案第98号 町有財産の賃貸借契約について

下記のとおり町有財産賃貸借契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 町有財産賃貸借契約

2. 賃貸借物件につきましては、4ページをお願いします。

初めに、土地でございます。所在地、御代田町大字馬瀬口字入向原1794番1、1万5,792.15m²、以下、このほかに4筆ございます。合計1万7,311.17m²でございます。

建物の所在地です。御代田町大字馬瀬口字入向原1794番1に所在しますミ

ュージウム棟、鉄筋コンクリート、鉄骨造、2階建て891.07m²ほか4棟、合計2,385.90m²でございます。

3. 賃貸借期間 開館日から30年間
4. 賃貸借料年額 1,000万円
5. 契約の相手方 東京都品川区東品川二丁目2番43号
株式会社アマナ
代表取締役 進藤博信

令和元年12月16日 提出

御代田町長 小園拓志

本賃貸借契約につきましては、役場庁舎東側の旧メルシャン軽井沢美術館を御代田写真美術館として活用を希望する株式会社アマナに貸し付けることを目的に契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

小井土議員。

（8番 小井土哲雄君 登壇）

○8番（小井土哲雄君） 8番、小井土です。この件につきましては、先週金曜日に議会全員協議会を開きまして御説明をいただいたところではありますが、何点かお聞きしたいことがございます。

（株）アマナとの交渉は、平成27年12月11日、議会全員協議会でプレゼンテーションが行われたところから始まっておりまして、個人的には、素晴らしい考え方をを持った企業がいらっしゃるなということで、どんなふうに変化するかに楽しみでいたところでございますが、議会人としてちょっと考える中で、果たしてよろしいのかという部分がありますのでお聞きするところなんです、いただいた資料の1ページでございます。

長野県などでは、普通財産の賃貸借料を算定する基準として財産に係る条例を定めていますが、町は同条例の定めがないことから、長野県条例を基準として採用し、賃貸借料を算定するとなり、以下のとおりになりますということで、第1案

として、土地、建物の固定資産税を算定した2,300万、第2案として、建物部分全額免除とした1,500万、相当古いものですから、その考え方もわからないわけではございません。第3案としますと、第2案からさらに土地の一部を減免した1,000万ですと、その後も少し文言あるんですが、以上の案をもとにアマナと交渉しましたが、第3案の1,000万円で合意、基本合意書及び協定書を締結していますとあるんですが、このいただいた4ページの13番に、進藤社長ほか2名、茂木前町長、渡辺前副町長、総務課長と補佐が協議なさっている中で、町長よりいきなり1,000万円で交渉が始まり、1,000万円で折り合うとあります。

先ほどの以上の案をもとにアマナと交渉しましたという文言と、いきなり1,000万円の交渉が始まり、1,000万円で折り合った部分が理解できない部分がありますので、その御説明と5ページにありますプレイベント関係になりますが、5番で、担当職員を配置するとともに、必要予算について、平成29年度から計上すると、これもプレイベントに必要な部分で、わからないわけではございません。

ただ、その次のページに、今度は浅間国際フォトフェスティバルに関する協定書という部分で、8ページの2番、浅間国際フォトフェスティバルに関することで、フォトフェスティバルの財源は、甲及び乙の負担金とあります。これも数年にわたっては必要なことかと思いますが、両方とも期限がうたわれておりません。

法的にこういう書類をつくるのに、その必要があるか、私はわからないんですが、期限がないことについて非常に不安感がございますので、町がどういうお話し合いができているのか、町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（五味高明君） 荻原企財課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、初めに賃貸借料の決定の経過について御説明をいたします。

賃貸借料の決定の経過につきましては、先ほど小井土議員よりお話がありましたとおり、初めに第1案としまして、土地、建物の賃貸借料を計算されたもの2,300万円として交渉していくんだということ、第2案としまして、建物を全額免除した1,500万円としております。

減免の理由とすると、建物が有効活用されるのであれば、町の取り壊し費用がなくなることで、数年の間の建物が使用されておりましたので、この建物に係る改築費用等をアマナに負担させることで、町の維持管理経費が軽減されることから1,500万円を減額としたものでございます。

さらに、第3案としては、町とアマナが共同開催する浅間国際フォトフェスティバルの会場として数カ月間使用することから、土地の3分の1を減免する1,000万円としたものでございます。

以上、この三案をもって、第1案から順を追ってアマナとの交渉をすること、事前に打ち合わせをさせていただいていたところでございます。

しかし、前町長から、いきなり第3案である1,000万円の交渉から始まってしまいまして、1,000万円で合意があったものでございます。交渉には、前副町長や私も同席をさせていただいておりましたが、交渉を止めることはできなかったわけですが、当時としますと、理事者等と打ち合わせをする中で、先ほど申し上げました減免の理由を決めておりまして、最低でもその1,000万円をラインとして決めておりました。最終的に1,000万円であればよいと、そういった甘えがあったものであると考えているところでございます。

それと、もう一点でございます。

基本合意の中で、御代田フォトフェスティバル開催のため、担当職員を配置するとともに、必要予算について、29年度から計上をするということをやうたわせていただいております。こちらにつきましては、企画財政課の中に地域振興係を設置しまして、現在、このフォトフェスティバルの事業も兼務として事業展開をさせていただいているところでございます。

それと、昨年度、本年度と、町から650万円の負担金、こちらのほうを予算計上させていただいているところでございます。この650万円でございますけれども、国のほうの文化庁の補助金、こちらを昨年度、本年度と予算計上させていただいて、交付申請等を上げさせていただいているところでございます。

こちらの文化庁の補助金については、町が負担をする5倍までを上限として、事業費の2分の1を交付いただける制度となっております。この制度を利用しまして、交付金を利用しまして、現状、事業をさせていただいているという関係から、協定書にもある町とアマナで負担するというところで、町から一般財源の650万

円を予算計上をさせていただいているところでございます。こういった経過等でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 私のほうからもお答えをさせていただきます。

ちょっとまず、課長の答弁の中で、細かいですが、ちょっと訂正があります。前段のところで、いわゆる第2案の中で「1,500万円を減免したものです」というふうにお答えしていますが、1,500万円を減免してしまうと、800万円になってしまいますので、「1,500万円に減免した」と訂正させていただければと思います。

さて、本件に関しましては、先ほど小井土議員からも御指摘ございました。先週金曜日の議会全員協議会において、株式会社アマナとの交渉経過という資料をお出しした上で御説明をさせていただいたところでございます。

その中で、平成28年の12月22日の理事会、この理事会というのは、通常3名の理事者と関係する課長らが出席するというような役場内部の会議でございますが、こういったものがございます。

その理事会においては、旧メルシャン軽井沢美術館賃貸借契約交渉を前にして、初めは土地家屋合計の2,300万円にて交渉をスタートし、続いて家屋分を免除した1,500万円、それでもだめな場合は、さらに土地部分を3分の1免除した1,000万円にて交渉すると、一旦はまとまったところであります。

しかしながら、同年12月26日、アマナとの協議の中で、茂木前町長がいきなり1,000万円にて交渉をスタートさせてしまい、それで折り合ったとのことでありまして、

これにつきましては、当時のことを知っている役場の担当者らに聞き取るなどしてみましたが、茂木前町長がなぜこのような交渉をするに至ったのかはよくわからないとのことでありまして、理事会の事前準備とは全く違う交渉となったことに疑問を感じたとは聞いております。

また、茂木前町長から、この件について、私が何らかの特別な引き継ぎをしたなどの事実はございません。

ただ、本件に関して、先ほどお話をしたとおりでありまして、賃貸借料の妥結が

平成28年12月と、現時点から見て3年前のこととなってしまったことであります。その間、アマナは純然たる民間企業として、この貸貸借料を前提として浅間国際フォトフェスティバルの開催も、また御代田写真美術館の開設準備も進めてきており、法的に言うところのこの貸貸借料に関する期待権、期待する権利を保持した状態で3年も過ぎてしまっているということでもあります。

今年2月に就任以来、私のほうでは、過去の経緯の確認やもともと一旦両方で合意していた契約書の中身の精査等を慎重に行った上で、今回の議会へのお示しとなりましたので、私が町長になってからは、いたずらに時間を経過させたというわけではございませんけれども、結果として、妥結から本日まで3年という長い期間が経過してしまっていることは事実であります。こうした時間の経過を勘案するに、この内容について、私自身がどう思うかとは全く別の問題として、町政の連続性を無視するわけにはいかないところでございます。

したがいまして、年額1,000万円という貸貸借料を覆すことは不可能であると考えておりまして、この金額をもって皆さんにお諮りさせていただいているところでございます。

また、町の負担金の今後についてという御質問だったかと思いますが、先ほど企画財政課長からもお話しさせていただきましたが、文化庁の交付金に関して現在の規定は、自治体の持ち出しの5倍以内という範囲で支出するというところでございまして、現在の規定が続く限り、町の持ち出しという形を取りやめてしまうことは、むしろデメリットのほうが大きいものと認識しております。

その上で、現在、来年から新しい方式となるとされている企業版ふるさと納税の活用など、企業からの寄附金を昨年、本年以上に広く、大きな金額を集めていくこととする中で、おのずと町の真水のお金での負担金は実質的に減っていくものと思われまます。

企業の寄附動向については、町としては正確な予測が困難なところではございますが、年限を切るということではなくて、むしろいち早く、来年度から企業の寄附金をしっかり町の負担を埋める形で活用させていただくなどのことができいくと考えておりまして、小井土議員を初め、議員の皆様のお理解を賜れたら幸いに存じます。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 交渉の過程、課長、町長からの説明でわかったんですが、はい、わかりましたではなくて、どういう感覚でいきなり1,000万にいったかは存じ上げませんが、町民の財産であることに間違いはございません。

町民の財産を預かるトップの権限って相当なものありますけど、課長からもありましたけど、そういうことを止める……、町民の財産を軽視したと申しましょうか、ちょっと軽んじているんじゃないかなという思いがあるんですけど、どんな手段を使っても止めるのがサポート役の執行部側ではないかと思いますが、その部分のもう少し考え方をお聞かせ願うことと、予算関係で、今お話ありました。文化庁の補助金が5倍までの2分の1という、続く限りというようなお話で、大事なことだと思うんですよ。企業というか、そういうイベントを育てるには必要だと思うんですが、現状650万、プレイベント、去年、今年が第1回開催で650万、そのほかに文化庁の補助金という形、また職員のサポートの給料も考えると、相当な金額が入っている中で、これが現実なんですよね。

ですから、いつまで応援する期限がなく、果たして30年という契約ですけど、30年間ずっと応援するとなると、現状まだ賃貸借の契約が発生していません。写真美術館ができてからという協議になっていますので、そういう中ですと、現状は町の持ち出し、人件費の持ち出しだけである中で、町が果たして応援という意味ではわかるんで、そこまで町がやっていいのかという、ちょっと不安な部分もあります。その辺の解釈を再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） 交渉の関係、まずお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、事前に交渉する前に理事者のほうと私たちと、先ほど申し上げました三案について順番に2,300万円、1,500万円、1,000万円というような順で交渉していきましようということを決めさせていただきました。最低ラインであっても1,000万円、これ以上は減免することはできませんということで打ち合わせをさせていただきました。先ほど説明したとおり、いきなり1,000万円の交渉から始まってしまいまして、私たち交渉に同席をしたところでも、ちょっとびっくりしてしまったというところで、そういうところもあるんですけども、前副町長も私も、先ほど申し上げましたとおり、最終的

に1,000万円であればよいと、そういう甘えがあったというふうに考えているところでございます。

それと、650万円の今後についてでございます。文化庁の補助金をいただける限りは、町として負担金のほうを支出していくことがまず基本でございます。その財源として、これまでは町長の説明もございましたとおり、一般財源を充ててきたところでございます。この文化庁の補助金がいただけるということを前提に、これについてはもう引き続いて町の負担をしていくんですけれども、その財源としてふるさと納税、企業版ふるさと納税等を財源として、充ててまいりたいということ。それともう1点、町長のほうにお願いしまして、株式会社アマナの社員にふるさと納税をお願いしております。そういったところも、さらに強化しまして、そのいただいたふるさと納税等も財源としていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 本件については私のほうからもお答え申し上げます。まず、先ほど小井土議員から御指摘いただいた中で、仮に町長が誤った対応した場合に、止めるのがサポート役の仕事ではというような御指摘かと思えます。私としましても、全く同感でありまして、私が自分でいうのはちょっと変かもしれませんが、ただ、人間というのはどうしても100%も完全に正しく行動ができるということでありますならば、私が1人で役場の仕事をやればいい話でありまして、でもそうではないと。やはりある程度の確率で間違ふことがあり得るわけでありまして。そういったときに、サポートしてくれている副町長なり課長なり、もしくはもっと下、もしかしたら本当は最若手も含めて、私のことを止めてくれる、いさめて改善に向けて意見を出してくれる、そういった関係というのがやはり重要だろうというふうに思います。実際に私は今、定期的に職員に対して町のネット上というか、パソコン上の掲示板で、私はメッセージを出していますが、その中でもそういった趣旨のお願いをしたことがございます。私が間違っていたら、本当に直していただきたいと、なかなか、とはいえ町長というのは権限を持っている立場であることもありまして、なかなか、そういった関係に至るまでは時間もかかりますし、その瞬間、瞬間考えると、ちゅうちょするようなこともあると思います。ですけれども、私は、

何と言いましても、皆さんから意見をいただいて、改善していくんだということを表明しておりますし、現実にはやはり副町長からもらった貴重な意見、きょうなんかもそうですけれども、貴重な意見をもらって、また、総務課長、企財課長からも意見をもらって、それで、私の考え方をせっせと改善していくとか、修正していくということは日常的に行っております。ということですので、私も小井土議員の御指摘と同様に、このサポート役というのは非常に大事でありますし、私が間違っていれば止めてもらうということも前提としながら、仕事していくのは当然であろうというふうに考えているところでございます。

また、もう1点ですが、職員のサポート、フォトフェスなどへの人を出しているということに関して、それをお金に換算すれば、それはまた相当なものであるという御指摘でありまして、ある面におきましては、そういった側面もあると。やはり人工を出したとして考えますと、それは町からの持ち出しになるということが概念上はそのとおりであると思います。一方で、私どもの立場が何なのかということ、これは思い起こす必要があるのかなと思っております。今回、例えばフォトフェスティバルをやるに当たっても、またこれから写真美術館をやっていくに当たっても、私どもが下働きで下にいて、株式会社アマナが上にいるという関係ではないと認識しております。少なくとも私自身が実行委員長を今やっているという立場からすれば、私がむしろ主体であると。アマナはパートナーとして一緒にやってくれているというのが少なくとも現時点でのスタイルであるということを考えますと、人工を差し出しているというような認識であれば、持ち出しという考え方にりますが、主体である以上は人を出すということは、ある程度当然視すべきなのかなとも思います。そういった意味では、単なる持ち出しとして考えるのではなくて、町からも人を出して町によりよいイベントになり、また美術館になってもらうということ、積極的な意味をもって職員を出しているという面も御理解いただければと思いますし、昨年と今年の状況についても、より私どもの意見なり関与がよい意味で強まっているものというふうに理解しているところでございます。

ただし、これが実質上、人工を出しているような状態で、長く延々と何十年もその人をだらだらと出していくということがいいとも思っておりませんので、これに関しましては、これはいつまでにどのぐらいというような、今具体的な明言はすることは難しいかとは思いますが、とにかく野放図にやらないということにつ

いては、私をそれなりに信用していただきながら、そういうことはしませんよと、野放図にやりませんよということをお約束できればというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 企財課長からも最初のことなんですけど、急に前町長がということで、どうしようもなかった部分もあるかと思えます。ただ、手法として、財産あるのに1,000万円って一番安いことをやれば、それは1,000万円とるのが常識、借りる側は常識で、それは、交渉とは言えませんよね。そういう部分がちょっと配慮というか考え方が足りなかったのかなという思いがございませぬ。担当職員とあと期限、何年間という部分で町長からもお話ありましたが、上下関係ないというようなお話は、町長はそういう認識かもしれないけど、手伝いに行っている職員が果たしてそう思っているのかなというのと、ちょっと違うんじゃないかなという思いもします。いろんな思いございませぬけど、これ3回目なものでこれでしまひませぬけど、質疑に思い、意見は控えなきゃいけないということは重々承知してしまひましたが、議長の御配慮に感謝して終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。古越 弘議員。

（11番 古越 弘君 登壇）

○11番（古越 弘君） 11番、古越 弘です。未契約のままだと町に損害を出し続けるために、契約することについては、基本的に賛成ではあります。ただ、賃借料発生の日が特定できていないこと、そうすると30年間の経過が未確定になること、それが大きな問題だと考えております。

そこで、株式会社アマナに美術館開館日を1年以内とすること、未開館の場合でも、1年の経過後は賃借料を払うということを契約した中に入れること、そして、賃借料の支払った年は30年間の1年間としてカウントするということの事項がつけ加えられないものかなと考えております。その理由として、協定書の（1）番、土地の中のイの中に、土地の賃借契約は平成30年度以内に締結するということが協定書にうたっております。これから延びております。

それともう1点、（3）番、その他、ウの「乙は御代田写真美術館の開催時期について、平成31年度中の開館を目指して甲と協議の上、決定する」ということが

書いてあります。それですから、それについて、アマナと町との協議というものは何回もあったのか。あるいは町から、協議がないとすれば、協議をするように要請したことがあったのかというようなことを考えますと、先ほど言ったような形で期限を切るのに、そういう条件をつけてこの契約書には載せなくても結構ですが、法的何か根拠のある文書をつけて、契約書というか誓約書といいますか、そういうものがつくれないものかどうかという提案でございますが、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。御指摘ありがとうございます。先週の全員協議会のその日に株式会社アマナの進藤社長とじかにお目にかかりまして、今、議会ではこういうふうになっていますよと。私どもの2者における応援について、どういうふうにやっていきたいと思いますかというようなお話を即させていただきましたところでもあります。その中で、アマナ側の意向として、令和2年度中に開館すると。そして開館日から30年間お支払いするということが基本線であるという前提のもとではありますけれども、万一、令和2年度内に開館できなかった場合においても、令和3年度当初からお家賃についてお支払いしたいということをご既に申し出をいただいているところでございまして、その基本線は保っていけるのかなと思います。ただし、開館日から30年間というのが、ちょっと早いところで始まっていくほうが町として有利なのか、それとも、むしろそれを外して、いわゆるお家賃としてではなくて、ある種のペナルティ的なものというか、そういうお勘定を受け取っておいて、開館日から30年間にするのかということについては、少しお話し合いをしたほうが、町にとっても不利のないような形によりしたいというふうにも考えていますので、そういった形で合意をできればというふうに思っています。

なお、今おっしゃっていただいたとおり、なかなかちょっと契約書そのものを今から変更するとなると、ここにまたリーガルな時間的コストがどうしてもかかってくるという事情もありますので、その契約書はそのままにしつつ、どういった形で合意できるかということは考えるべきだと思いますし、いずれにしても、その令和3年度の遅くとも4月1日からは賃貸借料が発生するという前提だということをご理解いただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 古越 弘議員。

○11番（古越 弘君） いずれにしても町に不利益を与える期間をなるべく少なくするというを前提に考えていただきたいということと、これ見ますと、賃借料を払うことはいつということは書いてございません。したがって、今まで3年間猶予をしてきたわけですから、これを前払いをしていただくというような交渉をして、1年経たないのに今年度分が先にもらうというような交渉をして、なるべく早くお金をもらうという交渉がこの文章にはうたってございませんから、できたら、そんな交渉も含めてやったらどうかと、こんなことを思います。ですから、先ほども申したとおり、まずは町が不利益にならないことを第一ということで考えてやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（五味高明君） ほかにございますか。井田理恵議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 6番、井田理恵です。1点、ちょっと質問をさせていただきます。

今、小園町長のほうから、令和3年度の可能性ということをおっしゃって初めて聞いたんですけども、そのやりとりの中で令和2年度の、今契約イコール本当は貸貸発生というのが私どもの通常の解釈ですと、同時というのがあれですけども、合意書、契約、話し合いなどの中で、その時期は、そういう意味ではこの契約については、ずれるということは理解しました、諸事情で。その中で、一応その説明、この間の説明では延びて令和2年度の令和1年度終わりますので、その中で令和2年度の開館も、もしやちょっと危ぶまれ、令和3年度になるかもしれないという、ちょっと今お聞きしたので、そのやりとりについては、できれば、大変希望としては私たちが諸事情を考えますと、あまり一歩進んだこととさせていただきますので、なるべく理解していきたくは思いますが、その辺も慣れ合いにならないような形で、要望とか意見でもありません、質問です。その辺はちょっとはっきりお答えがないということではよろしいでしょうか。そういう可能性も含んでいるということではよろしいでしょうか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） まずちょっと前提の話ですが、先日のお話でも、令和3年度に延びますというような話ではありません。あくまで令和2年度の開館というのを前提

としてやっていくんだということはお話をいただいています。ですが、契約事というのは、万一のことをやはり意識して話をしていかなければなりませんので、じゃあ、できなかつたらどうするんですかということ、私としては聞かざるを得ないわけでありまして。できなかつたらどうなりますかと聞いたところ、もしそういうようなことが起こってしまったとしても、そうなったとしても、一番の期限であります令和2年度中に開館するというのであれば、3月31日までに開館するということではありますけれども、それができなければ、4月1日からどうなるのかということが問題になりますので、そういった場合にはそうなりますと。

契約事というのは、うまくいっているときに契約書なんて必要ないです。契約書というのはいかにできなかったときにどうするかということが取り決めでありまして、そういった観点で町とアマネは話をしなければならない。うまくいっているときにはもう別にお約束なんて、法律なんて別にどちらかということそれは横に置いてもいいわけですけど、うまくいかなかったときどうしますかということをやちゃんと話します。そういった中で、できなくてもそういう令和3年4月1日からは絶対に払いますというような確約をもらってきたということでもありますので、それ自体は契約書にも目指すけれども、やむを得ない事情によって、令和3年度以降にずれることは、もちろん可能性としてはあり得る、そういうことを担保しておかなければ契約書になりませんので、そうなったらどうなるかということ前提として契約書は書くというわけでありまして。

以上、私からの答弁です。

○議長（五味高明君） 井田理恵議員。

○6番（井田理恵君） 法律のお勉強されて、専門家でございますので、契約書の法律的な権限というか、そういったものに対して、ちょっと私も勉強不足なのか、ちょっと解釈が、じゃあ、契約書というのはあくまでも覚書みたいな話なのかなって、すみません稚拙な感想で終わってしまって申しわけないですけども、そのような今御説明をいただきました。結構です。大丈夫です。

○議長（五味高明君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第98号を採決します。本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第98号 町有財産の賃貸借契約については、原案のとおり決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。これにて閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

――町長あいさつ――

○議長(五味高明君) 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

(町長 小園拓志君 登壇)

○町長(小園拓志君) 議会の閉会に当たり、皆様に一言御挨拶を申し上げます。

本議会におきまして上程いたしました議案につきまして、提案どおりの可決をいただきましたこと、心より御礼申し上げます。

本日追加上程させていただいた議案2件のうち、議案第98号 町有財産の賃貸借契約についてに関しましては、交渉の過程等、幅広く御質問を頂戴したところでございますが、協定書の妥結から3年を経過してしまっている経緯などを御勘案の上、可決としていただきましたことについて敬意を表するものでございます。このように議決をいただきました上は、何とか浅間国際フォトフェスティバル並びに御代田写真美術館が成功に向かうべく、町としてもできることを重ねていく所存でございます。

議員の皆様並びに町民の皆様の御協力をお願い申し上げます。

12月も既に半ばでありまして、一朝ごとに地表の霜が濃くなっていくのを見ますと、厳冬期本番ももうすぐといった風情でございます。役場内でもインフルエンザの罹患等見られましたが、職員全体の工夫と覚悟によって、何とか蔓延は食い止

められているところではございます。議員各位、そして町民の皆様におかれましては、外出後のうがい、手洗い等、くれぐれも御自愛いただき、実りある年末年始とさせていただきますようお願い申し上げます。令和元年最後の定例会閉会の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（五味高明君）　これにて令和元年第４回御代田町定例議会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉　会　午前１１時１７分